

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスの検査について

当院は、保険医療機関であり、医師が診療の為に必要と判断した場合、または公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合のみ実施しております。

無症状者への検査は行っておりません。

陰性証明に関して

当院におきましては新型コロナウイルス感染症の陰性証明書の発行はしておりません。

また、新型コロナウイルス感染症から回復された方に対しても、職場復帰される際に陰性証明書や治癒証明書は発行しておりません。

新型コロナウイルスの検査の感度は 50～70%と低く、たとえ結果が陰性でも感染していないことの証明にはなりません。

新型コロナウイルスに感染していないことを確実に証明することは現在の医学では不可能です。

したがって、当院では新型コロナウイルス感染症の陰性証明書は発行しておりません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

これらについては厚生労働省からも指針が出ておりますので、ご理解のほどどうか宜しくお願い致します。

参考) 厚生労働省 令和2年5月1日発出

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 18 条 に規定する就業制限の解除に関する取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627457.pdf>